

第三次みやき町総合計画策定方針

1 総合計画とは

総合計画は、長期的な展望に立って本町の目指すまちの姿を定め、その実現に向けて総合的かつ計画的に行政経営を行うための指針とするものです。

2 策定の趣旨

本町では、第二次みやき町総合計画を平成29年3月に策定し、「話と輪 WA!WA!WA!～はつらつのはる 交流新都～」をまちづくりの基本理念として、分野別の事業を相互に関連させながら、住民、各種団体、企業、行政が連携したまちづくりを推進し、活気があり住みよい「みやき町」を目指してきました。

第二次みやき町総合計画では計画期間を10年としており、前期5年の折り返し年度となる今年度は、当初予定では前期取組の検証及び後期に向けた計画内容の見直しを行うこととしていました。

しかし、令和3年4月に就任した町長の下で、今後目指すべきまちづくりの方向性を明確にするため、新たに第三次みやき町総合計画を策定することといたしました。

現在、本町を取り巻く環境は、全国的な人口減少・少子高齢化の問題に加え、第二次計画策定時の想定を大きく上回る突発的かつ激甚化した自然災害の頻発、新型コロナウイルス感染症という危機事案の発生により、町民の生活や経済、産業、地域づくりなど、様々な分野に影響が及ぶ中、劇的に変化しています。

今後も、新型コロナウイルス感染症による社会経済への影響のほか、中長期的には、持続可能な目標（SDGs）への対応、社会保障費の急増が予想される2040年問題など、取り組まなければならない問題が山積しています。

第三次みやき町総合計画は、これらの基礎自治体を取り巻く社会経済情勢の大きな変化や課題に対しより適切かつ柔軟に対応し、また、新しい時代を見据えた持続可能な行政経営の基盤となる計画として策定します。

3 基本的な考え方

基礎自治体は、国の制度改正や社会経済情勢の変化を踏まえながら、自らの権限と責任において、行政経営を行わなくてはなりません。

その指針となる第三次みやき町総合計画の策定にあたっては、次の事項を基本的な考え方とし、今後も生じる新たな問題に対応していきます。

(1) 将来展望

全国的な人口減少や新たな技術革新など、私たちを取り巻く環境は大きく変化することが見込まれます。これら将来を的確に展望し、環境の変化に対しても柔軟かつ迅速に対応しながら、特に「農業分野」「商工業分野」「定住促進」「福祉充実」「子育て支援」「災害対策」の発展・充実を図るべく、第三次みやき町総合計画の策定に取り組みます。

(2) 住民ファーストのまちづくり

第三次みやき町総合計画は、住民目線に立った町政運営を念頭に策定していきます。多様な町民参加の機会を設けるとともに、行政職員を計画策定の各段階に積極的に参画させることで、町民と行政が目指すまちの姿及びそれぞれの役割について共有を図りながら、住民ファーストの計画づくりを行います。

(3) 分かりやすい計画

目指すまちの姿を実現するために、必要な政策及び施策が体系的かつ明確に整理された計画づくりを進めます。

また、町民が第三次みやき町総合計画の主要施策及びその進捗状況を確認しやすくするため、具体的な数値目標を可能な限り設定します。

(4) 計画に則した組織と予算編成

計画に則した事業執行に必要な組織体制を整備することに合わせ、組織に連動した予算編成を行うことで、人財、財源を計画的かつ効率的に配分したまちづくりが可能となる第三次総合計画の策定を行います。

4 構成

第三次みやき町総合計画は、その構成を基本構想及び実行計画の2層構成とします。

(1) 基本構想

基本構想は、本町が目指すまちの姿とその実現に向けた施策の体系及び方針を示すものです。

令和3年4月に就任した町長の下で、町民と行政が目指す50年後の町のあり方を見据え、今後の政策検討の土台となる構想を作成し、令和4年4月から開始することを想定しています。

(2) 実行計画

実行計画は、従前の基本計画に代わるものとして、基本構想に示される「まちづくりの目標」に向けた主要施策と数値目標を明らかにし、基本構想を具現化するための事業計画であり、毎年度の予算編成の指針とするものです。

町長の任期と計画期間を調整し、令和4年度から令和14年度の11年間を計画期間とした上で、多様化する町民ニーズを捉え、中期的な事業計画を示すために、計画期間を3期に分け、前期計画期間を令和4年度から令和6年度までの3年、中期計画期間を令和7年度から令和10年度までの4年、後期計画期間を令和11年度から令和14年度の4年とします。

5 策定体制

第三次みやき町総合計画を策定するため、次の策定体制で計画づくりを進めます。

本町の目指すまちの姿を町民と行政が共有し行動する総合計画とするためには、多様な町民参加の手法を用いて幅広く町民意見を聴く機会を設ける必要があります。町民ニーズの把握や町民意見を行政に伝える機会の確保、町民と行政との意見交換などに努め、協働による基本構想の策定を目指します。

(1) 総合計画審議会

条例に基づき、みやき町総合計画審議会を開催します。

組織：町民、学識経験を有する者など、20人以内で構成します。

(2) アンケート調査

まちづくり構想に町民の声を反映させるためのアンケートを実施します。

町内在住の15歳以上の方のうち、年齢階層に応じて無作為に抽出した2,000人を対象とします。

(3) 町民ワークショップ

町民参画型で構想及び計画を策定すると共に、策定過程をPRすることにより、まちの魅力・取り組みを内外に発信する「シティプロモーション」の視点を踏まえた町民ワークショップ及び関係団体ヒアリングを開催します。

(4) パブリックコメント

計画案に対し、幅広く町民の意見を伺います。